

令和8年3月5日

美濃加茂市政記者クラブ 各位

美濃加茂市教育委員会
教育総務課 渡辺 明美

源泉所得税の納付手続き誤り（遅延）に伴う
不納付加算税及び延滞税の発生について

1 事案概要

令和7年3月、本市が委託業務の受注者（以下「受注者」という。）に対し委託料を支払う際、受注者の振込先が個人名義口座であったため、本来は、所得税の源泉徴収を行わなければならないところ、受注者の振込先を法人名義口座であると誤認し、委託料から源泉所得税を差し引かずに支払いました。同月、受注者からの指摘により、源泉徴収が実施されていないことが判明し、これを受け、本市は受注者より源泉徴収税額に相当する額を返納いただき、市会計に戻入処理を行いました。

しかし、この戻入された源泉徴収税額について、本来速やかに税務署へ納付すべきところ、納付手続きを怠っていたことが令和8年2月に受注者の指摘により判明し、本件の源泉所得税の不納付により、不納付加算税及び延滞税の支払いが必要となりました。

2 事案発生の経緯

- | | |
|-----------|--|
| 令和7年3月10日 | 受注者に源泉徴収を行う前の委託料全額を振込み。 |
| 3月12日 | 受注者から源泉徴収がされていない旨の申告を受け、現金での返納を依頼し徴収税額に当たる510,500円の市会計への戻入処理を行う。 |
| 4月10日 | 当該源泉徴収税の法定納期限経過。（源泉所得税の不納付が発生） |
| 令和8年2月3日 | 受注者から確定申告に必要な支払調書が発行されていないとの指摘を受けたことで不納付事案が発覚。 |
| 2月4日 | 市職員が受注者に訪問し支払調書を手渡し、経緯の説明を行う。 |
| 2月5日 | 当該源泉所得税（510,500円）を関税務署にて納付。 |

3 事案発生後の対応

本件に係る源泉所得税本税については、令和8年2月5日に関税務署への納付手続きを完了し、不納付加算税及び延滞税については、所轄税務署からの令和8年2月25日発行の請求に基づき支払いを完了しました。

4 不納付加算税（国税通則法第 67 号）及び延滞税（国税通則法第 60 号）の額

- ① 不納付加算税額 25,500 円
- ② 延滞税額 10,200 円

5 事案の発生要因

- ① 本件委託料の支払いが個人への支払いに当たり、所得税の源泉徴収を行うべき案件であるにもかかわらず、担当者をはじめ関係する職員が法人への支払いと誤認し、源泉徴収が必要であることに気づけず、支払いを完了してしまった。
- ② その後、受注者からの申し出により源泉所得税にかかる事務が必要であったことを認識したにもかかわらず、受注者からの返納後の事務処理方法の確認を怠り、次の受注者の指摘まで同事務を行わなかった。

6 再発防止策

本件は、最初に委託料の支払いが正しく行われなかったことが大きな要因であり、これを防ぐことによって 2 つ目の誤りに繋がる事務は発生しなかったと言えます。

今後、源泉徴収漏れによる事務誤りを防ぐために、関係する職員が税法等の関係法令を十分に理解し、支払い事務においても慎重なチェックを行います。

また、市会計管理者から再発防止のため、マニュアルに沿った事務処理の徹底等を周知すると共に、マニュアルで想定されていない事務処理については担当部門と会計課の間で完了までの流れを明確にし、直ちに支払い事務を行うことを徹底します。

本リリースに関する問い合わせ先
美濃加茂市教育委員会 教育総務課
課長 渡辺 明美
0574-25-2111（内線 345）